

(お知らせ)

## 福島第一原子力発電所 6号機原子炉建屋内における 火災に関する調査結果について

平成 18 年 4 月 19 日  
東京電力株式会社  
福島第一原子力発電所

平成 18 年 3 月 1 日午後 5 時 59 分、定期検査中の 6 号機中央操作室において火災警報が発生したため、運転員が現場に急行したところ、原子炉建屋 1 階に設置された作業用仮設ハウス（難燃シート）からの煙を確認したことから、速やかに消防署に連絡いたしました。また、発煙時に現場作業員が消火器にて初期消火を実施しました。

その後、午後 7 時 13 分、消防署より鎮火が確認されました。

これによる外部への放射能の影響はありません。

(平成 18 年 3 月 1 日お知らせ済み)

調査の結果、協力企業が当該ハウス内で鉄板（厚さ約 10cm）の溶断作業を実施していましたが、鉄板の溶断箇所と火災防止用に取り付けた養生（不燃シート）との距離が近接した作業環境であったため、溶断時に発生・飛散した火花状の熔融物（ノロ）が側面を養生していた不燃シートを溶かし、その外側の難燃シートが、ノロの熱により発煙、発火したことがわかりました。

また、汚染防止のために鉄板を養生していた難燃シートも、同様に発煙、発火したことがわかりました。

今回の火災に至った原因は以下の通りです。

- 弁の分解点検作業のために作業用仮設ハウスを設置し作業を開始したが、事前の現場確認が不十分であったため、分解点検作業の過程で放射線を遮へいする鉄板が干渉物となり、急遽、当該ハウス内で火災防止用の養生を行い鉄板の溶断作業を実施することとした。この際、養生担当者は汚染防止のために鉄板を養生していた難燃シートを完全に撤去しなかった。
- 溶断箇所と養生との距離が近接している場合、不燃シートおよびブリキ板により二枚重ねに養生を実施することとなっていたが、養生担

当者および工事担当者は、溶断作業の経験が少なかったために溶断時に発生したノロは下方向に落ちると思い込み、ブリキ板による側面の養生を実施しなかった。

- 当社監理員は溶断作業前に実施した火災防止のための養生確認の際、当該作業エリアが汚染区域であったことからチェックシートを持ち込まず確認を行った。このため、養生が不十分であることに気がつかなかった。
- 溶断実施者と監視員は難燃シートが完全には撤去されていないことを知っていたが、溶断作業を少し行いノロの飛散状況を確認した上で、必要があれば再養生を依頼しようと考え、溶断作業を開始した。

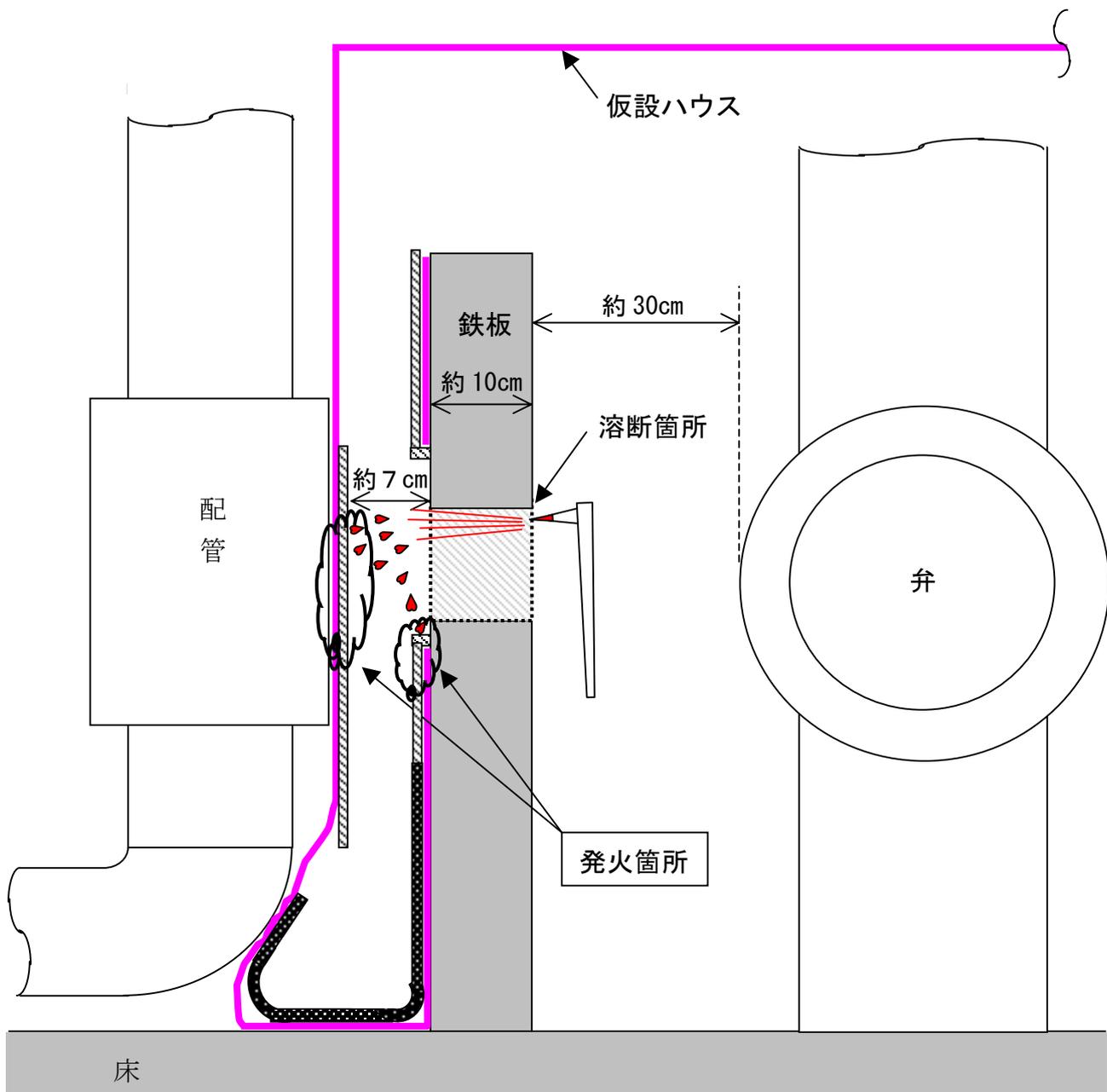
対策として、点検実績のない弁の点検に際し干渉するおそれがある場合には事前確認時の寸法測定を行うこと、および計画外の溶断作業が必要となった場合には事前検討会を実施し、作業内容を十分に検討してから溶断作業に入ることを要領書に明記し、確実に実施することといたします。

また、作業開始前に火災防止用の養生確認を行う際は、チェックシートを使用し、確実にを行うことを当社関係者および協力企業へ周知徹底するとともに、本事例を協力企業との連絡会の場で紹介いたします。

なお、当該協力企業は火気作業に万全を期すため要領書を新たに制定し、この要領書に従って作業を実施することにより、確実な作業の実施を図ることといたしました。

上記の対策を確実に実施し、安全を最優先に再発防止に努めてまいります。

以 上



- : 難燃シート
- ▨ : 不燃シート
- : ブリキ板

6号機原子炉建屋内における火災発生状況概略図